**平成２７年（フ）第６８５０号**
東京都足立区古千谷本町１丁目２―12
破産者　羽生　　弘
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６８５１号**
東京都大田区蒲田３丁目６―６―102
破産者　舟木プッサディーこと　フナキ　プッサディー
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６８９１号**
千葉県市川市須和田２丁目４―20
破産者　財部　和也
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６８９５号**
東京都世田谷区粕谷１丁目12―28―101
破産者　伊藤　　光
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７８号**
さいたま市岩槻区城南１丁目５番２号
破産者　有限会社今村塗装
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３３３号**
埼玉県上尾市大字原市1279番地３東和パークハイツ上尾105
破産者　株式会社ビードリーム
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第６１５号**
千葉県柏市花野井611番地　フォンティーヌ柏105号
破産者　深堀　　明
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
千葉県松戸市松戸新田54番地
破産者　株式会社大洋物流
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第７１号**
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3158番地の13
破産者　大川　和子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第９３号**
千葉県柏市旭町１丁目４番11号
破産者　株式会社ベジフル京葉
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第９４号**
千葉県松戸市牧の原２丁目168番地　パークスクエア牧の原104号
破産者　保坂　新司
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１８７号**
千葉県松戸市根本８番地の15　高木ビルリキメゾン502号
破産者　川口　富男
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１８８号**
千葉県松戸市根本８番地の15　高木ビルリキメゾン502号
破産者　川口　綾子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１９８号**
千葉県鎌ケ谷市中沢新町５―１―109、住民票上の住所千葉県流山市西初石３丁目1452番地の12
破産者　大矢　朋彦
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１６号**
新潟県上越市本町５丁目４番５号あすとぴあ高田１階
破産者　株式会社グッディ
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２６年（フ）第２４６６号**
大阪市浪速区敷津西１丁目１番14号
破産者　天政蒲鉾株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５４９号**
大阪市西区江戸堀１丁目８番15号
破産者　株式会社エイピー・シー
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４０３３号**
大阪府箕面市船場東１丁目11番16号　Ｙ’ｓピア３Ｆ
破産者　キングベビー株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１０５号**
大阪府東大阪市加納３丁目８番３号
破産者　有限会社松永産業
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９９号**
大阪府池田市神田３―17―１、商業登記簿上の本店所在地兵庫県川西市東久代２丁目１番１号
破産者　株式会社ナニワ
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１１２１号**
大阪市中央区平野町１丁目６番８―102号
破産者　株式会社ライフネット
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１４５５号**
大阪府吹田市竹谷町２番１―905号
破産者　アドシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部